

## 第5章 審議会等の活動状況

### 第1節 金融審議会

#### I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第6条、第7条）、傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料5-1-1～2参照）

#### II 平成29事務年度の開催実績

##### 1. 総会・金融分科会合同会合

###### (1) 第39回総会・第27回金融分科会合同会合（29年11月16日開催）

審議会に対して、「情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討」及び「企業情報の開示・提供のあり方に関する検討」に関する諮問が行われ、「金融制度スタディ・グループ」及び「ディスクロージャーワーキング・グループ」が設置された。（資料5-1-3参照）

また、29年11月に公表された「金融行政方針」について事務局より説明がなされた。

##### 2. ワーキング・グループ等

###### (1) 金融制度スタディ・グループ

29年11月以降、9回にわたり、同一の機能・リスクには同一のルールを適用するとの考え方の下、現在、基本的に業態別となっている金融規制体系をより機能別・横断的なものにするについて審議を重ね、30年6月19日、「中間整理」がとりまとめられた。（資料5-1-4～5参照）

###### (2) ディスクロージャーワーキング・グループ

29年12月以降、8回にわたり、投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示の促進のため、企業情報の開示・提供のあり方について審議を重ね、30年6月28日、報告書がとりまとめられた。（資料3-3-1～2参照）

## 第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

### I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下、「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という。）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣（金融庁長官）の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる普通保険約款等の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

### II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料5-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命される。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命される。

会長は委員のうちから互選により決定される。平成30年1月に会長は交代し、現会長は藤田友敬氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）である。

### III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況（資料5-2-2参照）

30年1月24日に、第138回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果を踏まえた料率改定の必要性等について審議が行われた。

第138回自動車損害賠償責任保険審議会においては、損害保険料率算出機構から29年度料率検証結果が行われ、この報告では、29年度の損害率（注）は104.5%、30年度では104.0%となっており、29年4月の基準料率改定を行った際に予定していた損害率105.9%と比較すると、29年度で▲1.3%、30年度で▲1.8%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされた。

そのほか、第138回自賠審においては、自動車安全特別会計、民間保険会社、JA共済それぞれにおける29年度の自賠責保険運用益の用途について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

## 第3節 企業会計審議会

### I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：平松一夫 関西学院大学名誉教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料5-3-1参照）

### II 平成29事務年度の審議状況

#### 1. 企業会計審議会

29年9月8日、30年7月5日に企業会計審議会が開催され、それぞれ会計・監査をめぐる動向について審議が行われた。

29年9月8日開催の企業会計審議会においては、会計基準の品質向上に向けた取組みについて、IFRSの任意適用企業の拡大促進、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成について関係者から報告が行われた。

会計監査に対する信頼性向上に向けた取組みについては、「監査報告書の透明化」について、同年6月に公表した関係者間での意見交換のとりまとめ内容及び諸外国の導入状況の説明が行われ、審議が行われた。審議の結果、会計監査の透明性を向上させていくことが必要とされ、監査部会において、今後、審議を行うこととされた。

30年7月5日開催の企業会計審議会においては、監査部会において審議が行われていた「監査報告書の透明化」について、監査部会における審議の状況及び改訂監査基準案の内容について説明を踏まえ、監査基準の改訂に関する意見書がとりまとめられた。

会計基準の品質向上に向けた取組みについては、IFRSの任意適用企業の拡大促進、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成について関係者から報告が行われた。

#### 2. 監査部会（部会長：伊豫田隆俊 甲南大学共通教育センター教授）

29年10月以降、5回にわたり「監査報告書の透明化」について審議を行い、30年5月に監査基準の改訂の公開草案を公表した。

## 第4節 金融トラブル連絡調整協議会

### I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度を改善するため、消費者団体、業界団体・自主規制機関及び関係行政機関等の担当者が参画する協議会として同年9月に設置されたものである。（資料5-4-1参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、以下のとおり。

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
- ② 苦情・紛争処理手続の透明化
- ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
- ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
- ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善

### II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、これまで55回の協議会を開催してきた。

#### 1. 第54回金融トラブル連絡調整協議会

30年1月11日、第54回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（29年度上半期）及び「高齢者・障害者事案への対応」等について報告・意見交換等を行った。（資料5-4-2参照）

#### 2. 第55回金融トラブル連絡調整協議会

30年6月27日、第55回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（29年度）及び「迅速かつ誠実な苦情処理手続に向けた指定紛争解決機関の役割」等について報告・意見交換等を行った。（資料5-4-3参照）